



群馬労働局の取組 トピックス

- ① 10月は中小企業退職金共済制度加入促進強化月間です！
- ② 令和8年10月1日よりパートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わりました！

発信者 雇用環境・均等室



- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。（027-896-4739）

① 10月は中小企業退職金共済制度加入促進強化月間です！

＼ 入ってよかった！ ／



中退共の退職金制度

事業主
の声

従業員の
勤労意欲も向上し、
人材の定着に
つながっています

退職後の
保証があるので
安心して働けます

従業員
の声

掛金が
全額非課税なので、
節税にも
つながりました



パートの私も
加入させてもらい、
さらにやる気が
出てきました

1959年の設立以来120万社以上が利用

安心と信頼の退職金制度です！

- 国が掛金の一部を助成
- 外部積立型だから管理が簡単
- 掛金は全額非課税
- パートタイマー用の掛金もご用意

詳しくはホームページをご覧ください
<https://chutaikyo.tais yokukin.go.jp/>

中退共

検索



(独)勤労者退職金共済機構
中小企業退職金共済事業本部

〒170-8055 東京都豊島区東池袋1-24-1
TEL.03-6907-1234

② 令和8年10月1日よりパートタイム・有期雇用労働者に関するルールが変わりました！

- ① 雇い入れ時の労働条件明示事項が追加されました！【パート・有期法施行規則】
- ② 「同一労働同一賃金ガイドライン」が改正されました！【告示】
- ③ 雇用管理の改善等に関する措置の内容が変わりました！【告示(雇用管理指針)】

1

雇い入れ時の労働条件明示事項の追加

パートタイム・有期雇用労働者を雇い入れた時の労働条件明示事項（※1）として、現行の明示事項に加え、新たに「待遇の相違の内容・理由等に関する説明を求めることができる」旨の明示が必要となります。

※1 〈労働条件通知書の記載例〉

次の窓口に対して通常の労働者との間の待遇の相違（内容・理由）等について説明を求めることができる。

部署名 担当者職氏名 （連絡先 ）

改正後のモデル
労働条件通知書
はこちら▼



※「通常の労働者」は自社における呼称（「正社員」等）に置き換えて記載することも可能です。

※「待遇の相違等に関する説明」については、以下3をご参照ください。

2

同一労働同一賃金ガイドラインの改正

賞与、退職手当、無事故手当、家族手当、住宅手当、福利厚生施設、病気休職、夏季冬季休暇、褒賞について新たに記載が追加されます。

3

待遇差についての説明方法

待遇差の内容・理由等について説明の求めがあった場合は、「資料を活用し、口頭により説明する方法」または「説明すべき事項を全て記載した分かりやすい内容の資料を交付する等の方法」のいずれかにより説明しましょう。

その他の改正内容や詳細については同一労働同一賃金特集ページへ



＜群馬労働局の取組 トピックスコーナー＞

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！

